

公募型プロポーザルにかかる手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成25年1月18日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名：(仮称) 世田谷区立二子玉川公園区民参加型運営管理業務委託

(2) 業務内容

- ①区民による公園管理活動の支援
- ②公園利用者へのサービス提供
- ③区民活動及び公園利活用に関する情報発信・広報
- ④公園内の巡回・点検
- ⑤公園維持作業
- ⑥公園施設の管理運営及び保守点検
- ⑦非常時災害対応

(3) 履行期間：平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

履行状況が良好な場合に限り、次年度以降も随意契約する予定

2 参加資格

次のすべての要件を満たす単体企業であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (5) 本条第3号又は第4号に掲げる者から委託を受けていない者。
- (6) 東京都又は都内近郊（神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県）に本店若しくは営業所等を有する者。
- (7) 過去5年間に東京都又は都内近郊の、自治体（国、都県、市区町村）または行政機関から市民及び利用者と協働した公園施設の管理及び運営業務を受託した実績を有すること。
- (8) 都道府県民税・区市町村民税に滞納がないこと。
- (9) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

過去の業務実績に基づき書類審査を行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- ① 過去の業務実績
- ② 業務実施体制
- ③ 本業務及び公園管理の理解度
- ④ 本業務の内容等を踏まえた提案
- ⑤ 運営経費

5 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区生活拠点整備担当部二子玉川施設整備課 稲垣、田尾
住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-2-1-27(第3庁舎2階)
電話：03-5432-2513(直通) FAX：03-5432-3107

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：平成25年1月18日(金)から平成25年2月1日(金)
(土・日曜、祝日を除く9時から17時まで)
- ② 交付場所：(1)に同じ。
- ③ 交付方法：希望者に無償で交付する。

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限：平成25年2月1日(金) 16時
- ② 提出先：(1)に同じ。
- ③ 提出方法：郵送(締切日必着。書留郵便に限る)又は持参とする。

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限：平成25年3月1日(金) 16時
- ② 提出先：(1)に同じ
- ③ 提出方法：(3)③に同じ

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 契約保証金 [免除]
- (3) 契約書作成の要否 [要]
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 [有] 平成26年度及び平成27年度の当該業務
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。
- (6) 提案書の提出後に2の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (8) 詳細は説明書による。